



## チピチ)消費生活だより

令和6年5月号外

こんにちは!岡山市消費生活センターです。

皆さんは、「カスタマーハラスメント(カスハラ)」についてご存知ですか?

今回は、「カスハラ」についての情報をお届けしたいと思います。気持ちよく過ごしていくために、思いやりの消費を目指しましょう。

## 「カスタマーハラスメント」とは?

カスタマーハラスメントとは、顧客など(行政・介護・学校現場などにおいてサービスを受ける者も含む)からのクレーム・言動のうち、主張内容等や主張方法に問題があるものなどが考えられます。

### ①主張内容等に問題があるもの

- サービス自体に問題がないもの についての要求・クレーム。
- 要求やクレームの内容が、商品・ サービスの内容と関係がないもの。

### ②主張方法等に問題があるもの

- ・暴行、傷害など、身体的な攻撃
- ・暴言、脅迫など、精神的な攻撃
- ・大声、ものをたたくなど、威圧的な言動
- ・繰り返しなど、しつこい言動
- ・ 帰らない、居座るなど、拘束的な言動

## 「カスハラ」の加害者にならないために

## ①一呼吸 置こう!

「怒り」に任せた発言は 逆効果です。相手も同じ 「人」として尊重しましょう! 意見をきちんと 相手に伝えるための 3つのポイント

#### ③相手の説明も聴こう!

一方的に主張するのでは なく、相手の説明も聴きま しょう。

# ②言いたいこと、要求したいことを「明確に」 そして、「理由」を丁寧に伝えよう!

「何がしたい」のか「何をしてもらいたい」のか、それは「なぜか」を明確に丁寧に伝えることが重要です。

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

#### 岡山市消費生活センター

相談専用 : 🛣 (086)803-1109

(消費者ホットライン188も可)

受付時間 :月~金曜日 9時~16時

(祝日・年末年始除く)

消費生活相談 フォームによる ご相談は こちらから→



